

令和8年度

防府市中小企業外国人材 日本語学習支援事業補助金 募集要領

【募集期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで
必着

- ※ 予算額に達し次第終了します。
- ※ 申請は1事業者につき1回限りです。
- ※ 事業認定申請書受理後、書類審査を行い、事業認定（又は申請却下）通知書を送付します。通知は、申請書受領後3週間程度かかることがあります。

【提出先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市商工振興課

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課 TEL : 0835-25-2574

防府市

1 事業の趣旨

外国人材の職場への定着及び地域への円滑な順応を支援するため、外国人材に対する日本語教育を行う市内中小企業者等に対し、当該教育に必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

(1) 市内に事業所を有する法人又は個人

※ 法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること

(2) 現に外国人材を雇用し、今後も継続して雇用する意思がある者

(3) 市税等に滞納がない者

(4) 防府市暴力団排除条例に該当しない者

(5) 風営法第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を営む者に該当しない者

3 補助対象事業

補助対象者が雇用する外国人材に対して行う日本語教育。

※ 日本語教育を受ける外国人材（以下「受講者」という。）及び実施する日本語教育について、下記に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

	受講者について	日本語教育について
要件	<ul style="list-style-type: none">・在留資格が「技能・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」いずれかであること・直接雇用されている者であること・雇用開始から3年以内であること・市内に所在する事業所で勤務する者であること	<ul style="list-style-type: none">・受講者から費用を徴収しないものであること・外国人技能実習法施行規則第1条第7号の入国後講習として実施するものでないこと・受講者の語学レベルに応じたカリキュラムが提供されるものであること

	受講者について	日本語教育について
備考	事業認定申請時点において就業を開始していない者であっても、補助対象事業の開始日までに就業を開始する予定の者を含みます。その場合、在留カードの写し等が事業認定申請時に間に合わない場合は、後日準備ができ次第速やかに提出してください。	受講後、N4以上を目指すものとしてください。 事業認定後に着手してください。 2月28日までに完了する必要があります。

<留意事項>

※ 根拠書類（見積書等）によって金額・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

4 補助対象経費

- 講師謝金
- 講師旅費
- テキスト代
- 会場借上費
- 受講料
- 印刷製本費
- 委託料
- 選考料
- 入学金
- その他市長が特に認めるもの

<補助対象外経費>

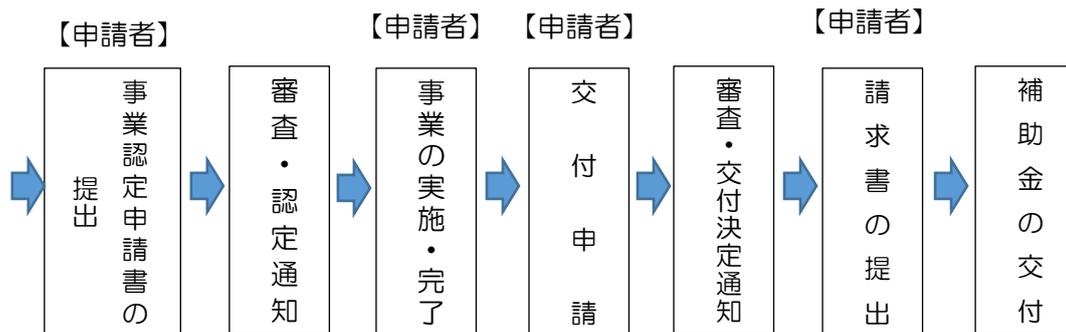
以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりません。

- 事業認定日より前に支払われた経費
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 自社内部の取引によるもの（講師が自社内の場合等）
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 払込手数料
- 消費税及び地方消費税
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の総額の2分の1
補助金額	10万円以内の額（千円未満切捨）

6 スケジュール



7 申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

（1）提出書類

- ① 事業認定申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 日本語学習機関等が発行する教室案内等、事業内容などがわかるもの
- ④ 当該事業に係る見積書の写し等、経費の積算の根拠となるもの（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるもの）
- ⑤ 受講者の在留カードの写し
- ⑥ 受講者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し等、雇用関係がわかるもの（日本語で作成又は日本語併記がされたもの）
- ⑦ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

※ 申請の日前3ヵ月以内の日付で発行されたもの

※ 市民課窓口、課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後2週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要です。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

※ 法人の場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

- ⑧ 誓約書（別紙2）

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで【必着】

(3) 申請方法

郵送又は持参により防府市商工振興課へ提出

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市商工振興課 宛て
※ 「外国人材日本語学習支援事業補助金」とご記載ください。

8 審査及び結果の通知

審査は随時行います。審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは事業認定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは事業認定申請却下の通知を後日発送します。

- ※ 申請内容に補助対象外経費が含まれる場合は、当該経費を除いた額で事業認定を行います。
- ※ 事業認定の通知は、補助金額の確定ではありません。交付申請後に改めて審査し、交付決定通知書により補助金額が確定することになりますので、ご注意ください。

9 実績報告

補助事業完了後30日以内、又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに下記の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（第6号様式）
- ② 実績報告書（別紙3）
- ③ 事業を実施したことを証する書類（終了証の写し又は写真等）
- ④ 領収書の写し等、支払いを証する書類

※ 補助金の交付決定額は、事業認定時の認定額を上回ることはありません。

※ 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市商工振興課 宛て
※ 「外国人材日本語学習支援事業補助金」とご記載ください。

10 補助金の支払い

「防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付決定通知書」が届きましたら、「防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付請求書（第9号様式）」を提出してください。

※ 提出は下記へ郵送又は持参してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号 <u>防府市商工振興課</u> 宛て

11 注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 補助金の交付にあたり、別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (5) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (6) 交付決定後に、事業を変更又は廃止する場合は、事前に申請書を提出してください。